

八幡大菩薩の登場の歴史的背景

—聖武天皇の国家構想と関連して—

飯沼 賢司

はじめに

八幡神は、神仏の習合が進む中で、平安時代以降、「八幡大菩薩」と呼ばれるようになる。『東大寺要録』所収の弘仁十二年（八二一）八月十五日の官符には、「天応の初、神徳を計量し、更に尊号を上りて、護国靈驗威力神通大菩薩と曰う、延暦二年五月四日に託宣して、吾無量却中、三界に化生し、方便を修し、衆生を導済する、吾が名はこれ大自在王菩薩、宜しく、今号を加え、護国靈驗威力神通大自在王菩薩と曰うべし」（原漢文）とある。また、『扶桑略記』によれば、八幡大神は、延暦二年（七八三）五月四日に「大自在王菩薩」と称したという記事がある。これらによれば、八幡神は、天応の初年に「護國靈驗威力神通菩薩」を称し、延暦二年（七八三）五月四日に「大自在王」を加え、「護国靈驗威力神通大自在王菩薩」となったという。

これらの史料は、後に編纂された史料であり、このことを直ちに事実とすることはできないが、竹園賢了氏の研究によれば、『新抄格勅符抄』所収の延暦十七年（七九八）十二月二十一日の官符や『類聚三代格』所収の大同三年（八〇八）七月十六日の官符に「八幡大菩薩」の名が明確に見えており、延暦二年（七八三）までに八幡神が「大菩薩」を称したのは事実とみてほぼまちがいない。⁽¹⁾

八世紀の後半は、神が菩薩を称し始める時代であり、天平宝字七年（七八三）には、伊勢の多度の神が大菩薩を称し

たことが見えるが（『伊勢国桑名郡多度神宮寺伽藍縁起資財帳』）、官符などの公の文書に登場する神の菩薩号は八幡神がその端緒と考えられ、日本の神と仏の習合において、八幡神の果たした役割の大きさが注目される。しかし、そのことを指摘されながら、研究において八幡神における大菩薩号はどのような社会的背景の中で登場し、それはどのような意義をもっていたか本当に明らかになっているといえるのだろうか。

八幡研究の第一人者である中野幡能氏は、「奈良時代には鎮護国家とすることに主力が注がれているのに対し、延暦になると三界に化生して、方便を修して衆生を導済するという庶民の方に方向を変えた。このような庶民導済の意味であえて「菩薩」号を奉つたのかと思われる」と八幡神の大菩薩奉号の意義を述べ、鎮護国家仏教から民衆導済の仏教への転換点に大菩薩の出現を位置付ける。⁽²⁾

また、中井真孝氏は「神仏習合」という優れた論稿において、古代の神仏習合をさまざまな角度から論じており、神に菩薩号を付与することは、人格の観念が未熟であった我が国の神祇観念の中に入格としての神の観念を持ち込み、造形表現として、仏菩薩像に対して神像を生み出したと指摘している。しかし、奈良時代における菩薩思想と八幡神の菩薩号との関係や奈良時代の政治や宗教政策との関連についてはほとんど言及されていない。⁽³⁾

最近、これまでの宗教史とは異なった視点から義江彰夫氏が神仏習合について論じている。古代東国の反乱者平将門は巫女の託宣により、「新皇」に即位するが、その託宣に登場するのが菅原道真的怨霊と八幡大菩薩である。義江はこれを神仏習合の劇的発現として、菩薩と怨霊の問題から日本の神仏習合を論じようとしている。⁽⁴⁾しかし、菩薩の考察において、多次の大菩薩の問題を論じているのに、義江氏の最も迫りたいと思っている八幡神の菩薩号の問題をなぜか論から外してしまっている。それは神仏習合の問題を平安時代以降の問題ととらえていたからだとも考えられるが、これでは神と仏の関係を正面から論じたことにはならないのではないかろうか。

本論では、以上のような神の菩薩号に関する研究を踏まえ、奈良時代の菩薩に関する考え方さらに八幡神を国家神と

して登場させた聖武天皇の宗教構想に注目し、改めて日本における神の問題と仏教の関係について再検討を試みることにしたい。

一 聖武朝における菩薩思想

八幡神の菩薩号を考察するには、先ず、奈良時代の菩薩思想について検討して置く必要がある。八世紀の聖武天皇の時代、日本では、はじめて菩薩を自称する一群の人々が現れた。その代表は行基である。行基は自ら菩薩と称したのではなく、その略伝に「和尚靈異神驗、類に触れて多し、時の人号けて行基菩薩と曰ふ」（原漢文）とあるように、人々から菩薩の尊称を受けていた（『続日本紀』天平二十年一月丁酉条）。

かれの活動は民衆の中に入りこんだ仏教活動であり、仏教を国家の統制の枠の中に押し籠めようとする律令政府は、養老元年（七一七）に次のような仏教活動に関する統制の詔を出した。その中で「方今小僧行基并に弟子等、街衢に零畳して、妄に罪福を説く、朋党を合わせ構へて、指臂を焚き剥ぎ、門を歴て仮説して、強いて餘り物を乞ひ、詐りて聖道と称して、百姓を惑す、道俗擾乱して、四民業を棄つ、進みては釈教に違ひ、退きては法令を犯す」（原漢文）とその活動を強く非難して、当初、行基とその集団に厳しい弾圧を加えた（『続日本紀』養老元年四月壬辰条）。

養老六年（七二二）七月には、僧侶を統制する僧綱の薬師寺常住を命じるとともに、行基と名指しすることはなかつたが、都の衆庶が仏法と称して、家を離れ、親兄弟を顧みず、鉢をもって乞食行をすることや邪説を称えて、村々に集まることを宗教集団の奸乱と非難し、この取り締まりを奏上している（『続日本紀』養老六年七月乙卯条）。

その後、天平三年（七三一）八月七日になると、次のような詔が出され、行基集団への対応が変化する（『続日本紀』天平三年八月癸未条原漢文）。

詔して曰はく、「比年、行基法師に隨逐したがふ優婆塞・優婆夷等、法の如く修行する者は男は年六十一已上、女は年五

十五以上、咸^{ことごとく}入道することを許す、自余の鉢を持ちて路を行く者は、所由の司に仰せて、厳しく捉搦^{とづな}を加えよ、その父母・夫の喪に遇ふこと有りて、期年以内に修行するは、^{あげつら}論^{らん}ふこと勿れ」とのたまふ、

ここに、「小僧行基」は「行基法師」と呼ばれるようになり、かれに従う弟子は「優婆塞・優婆夷等」と記され、律令国家公認の在地の宗教者と認識されるに至った。この詔では、行基に従う「優婆塞・優婆夷等」に対して、法のごとく修行する者は、男は六十一以上、女は五十五以上で得度を許し、「自余の鉢を持ちて路を行く者」に対して厳しく捕縛するよう⁽⁵⁾にという内容となっている。「自余の鉢を持ちて路を行く者」については、行基集団の中の男六〇歳以下、女五十四歳以下の意味なのか、それとも行基集団以外の民間宗教者たちなのかが問題となるが、詔の最初において、「行基法師に随逐ふ優婆塞・優婆夷等」と限定しており、「自余」はこれに対する言葉であり、後者の行基集団以外の民間宗教者を指すみるべきであろう。政府は課役負担にかかる年齢の人々については、出家を認めることは絶対になかつたが、行基集団については、課役負担を離れる年齢には出家をすることを許すという特別措置をとることになった。

さらに、天平十年（七三八）閏七月九日には、僧綱の補任が行われ、行達法師・栄弁法師が少僧都、行信法師が律師に任命されるが（『続日本紀』天平十年閏七月乙巳条）、行達は法相宗藥師寺の僧侶であり、「七大寺年表」では行基の弟子とされる。また、行信も法相宗の僧侶であり（『僧綱補任』）、行基の弟子といわれ（『本朝高僧伝』）、行基の死去の後、大僧都として僧綱のトップにあり、八幡神が入京を画策し、後に厭魅事件で、八幡神官である大神社女と大神多麻呂とともに流刑となる人物である。この段階で、行基の影響は僧侶を統制する機関の僧綱にも及び始めている。

天平十三年（七四一）十月になると、前年遷都した恭仁^{（京）}に近い、賀世山東河（現、沢田川）にかかる恭仁^{（大橋）}の工事に際して、政府は「畿内およびその周辺優婆塞」を召してこの工事の役に就かせ、その得度を認めたところ、七五〇年に及んだとある（『続日本紀』天平十三年十月癸巳）。先の天平六年（七三四）の段階では、課役を負う優婆塞の得度を認めなかつた律令政府は、ここに方針転換をした。既に井上光貞氏が指摘しているように、「畿内およびその周辺優

婆塞」とは、行基の衆徒が中心であり、課役を負う優婆塞の宗教運動を認めない方針を変え、土木事業にかれらをはじめ動員したのである。⁽⁶⁾

『続日本紀』天平十五年（七四三）十月乙酉（九日）条には、「皇帝、紫香楽宮に御しまして、盧舍那の仏像を造り奉らむが為に始めて寺の地を開きたまふ、是に行基法師、弟子等を率んで衆庶を勧め導く」（原漢文）とあり、聖武天皇は、河内の知識寺で盧舍那仏を拝顔を契機に発願された紫香楽宮の大仏建立において、行基に直接的な協力を求め、行基はその弟子を率いて、「衆庶」を勧導することになった。井上薰氏が言つごとく、これは民衆と関係の深い行基とその率いる集団を利用することであった。⁽⁷⁾

しかし、行基はその意図を十分に承知していたはずであり、それを知りながらも大仏建立に積極的に加わり、終に天平十七年（七四五）に僧侶を統制する僧綱の頂点大僧正の位に就任するのである。この大仏建立事業に行基を加わらせた何かがあり、また、天皇の壮大な仏教構想が存在したはずである。

この謎は行基協力に先立つ天平十五年（七四三）十月十五日の大仏建立の詔の中に隠されていると考える（『続日本紀』原漢文）。

『續日本紀』天平十五年歲癸未に次る十月十五日を以て菩薩の大願を発して、盧舍那仏の金銅像一躯を造り奉る、國の銅を尽して象を鎔、大山を削りて堂を構へ、廣く法界に及ぼして朕が知識とす、遂に同じく利益を蒙りて共に菩提を致さしめむ、夫れ、天下の富を有つは朕なり、天下の勢を有つは朕なり、この富と勢とを以てこの尊き像を造らむ、事成り易く、心至り難し、但恐るらくは、徒に人を勞すことのみ有りて能く聖に感ぐること無く、或は誹謗を生じて反りて罪辜を墮さむことを、是の故に知識に預かる者は懇ろに至れる誠を發し、各介なる福を招きて、日毎三たび盧舍那仏を拝むべし、自ら念を存して各盧舍那仏を造るべし、如し更に人有りて一枝の草・一把の土を持ちて像を助け造らむと情に願はば、恣に聽せ、国郡等の司、この事に因りて百姓を侵し擾し、強ひて収め斂めること莫れ、

遐邇に布れ告げて朕が意を知らしめよ、

大仏造立は、聖武天皇が発願主として一大知識を結ぶことによつて遂行された。天皇は、天下の富も勢をその一身に握つてゐる存在であり、その権力をもつてすれば、この事業を完遂することは容易であつたが、それでは、「心至り難し」となり、徒に人民を使役するだけで聖の心を理解させることはできず、そしりを生みかえつて罪に落ちるものをしてしまうことになることを天皇は恐れた。そこで、知識に預からうとする者は心から誠意を以て、大きな幸を招くよう、毎日盧舎那仏を三拝し、自らすんでこの趣旨を理解し、一人一人が盧舎那仏を造るのであると説いた。そして、たとえわずかに力でも自發的にこの造立に参加しようとするものは無条件に許可すると宣言した。

このような人民の自發的な信仰の動きを認め、包摂しようとするとする点で、それまでの禁圧的仏教政策に対する顕著な特色があると井上光貞氏は指摘する⁽³⁾。この詔を受けて、二日後、紫香楽宮の盧舎那大仏建立のために「行基法師、弟子等を率ひて衆庶を勧め導く」ことになる。

これまでの多くの説は、行基の助成なくして盧舎那大仏の建立なかつたとしており、井上薰氏は「かれの民衆を組織する手腕に期待し、人民を大仏建立に結びつけようとした」として、大仏建立における行基の役割の大きさ指摘する⁽⁹⁾。根本誠二氏は、技術的側面だけではなく、信仰という側面に注目し、「律令政府は、それまで僧尼令にみるような僧尼の行動を規制することによっての僧俗混淆を統制する論理はもつていても、僧俗一体となつて一つの事業を推進していく論理は持つていなかつた。そこで律令政府は、行基を大仏事業の勧進役にすることによつて、かれのもつ「瑜伽師地論」に依拠した宗教規範による僧俗一体となつた事業を推進してゆく行動様式や集団形成の論理を得ようとしたのでないか」と考えた⁽¹⁰⁾。これに對して、行基は盧舎那仏の造営に積極的でなく、むしろ批判的であるとする一葉憲香氏⁽¹¹⁾や福岡猛志氏⁽¹²⁾の見解があり、福岡氏は、天平十五年（七四三）十月己酉条における行基の協力の記事を後の挿入みなす。しかし、行基集團の公認化は、天平三年（七三二）以降の流れであり、この十五年の詔や行基の大仏造営への參加、

そして、天平十七年（七四五）の行基の大僧正就任はその流れからは必至であった。確かに、国家の強制ではなく、人民の一人一人の自発的な仏への帰依によって、知識を結び、天皇が発願主として大仏を完成するには、行基とその集団は不可欠な存在であった。その意味で見事に行基の集団を取り込んだわけであるが、行基の側から見たとき、行基の活動を天皇の宗教理念として認めさせたともいえる。天平十年の行基勢力の僧綱への進出が行基のもつ理念を国家の中に取り込ませることになったのではなかろうか。

聖武天皇は、「菩薩の大願を発して」盧舎那仏造立を発願した。この「菩薩」の思想がこの詔の根底をなしている。静谷正雄氏は菩薩思想について「原始大乗の主軸となる思想は…誰でも作仏の誓願を起こして菩薩の道を進むならば、その人は菩薩であり、将来からならず作仏できるとする凡夫の菩薩の思想である」と述べている^{〔1〕}が、この天平十五年の詔は、「凡夫の菩薩の思想」に他ならない。行基は菩薩を自称していないが、この大乗の菩薩すなわち「凡夫の菩薩の思想」を強く意識して、民衆の中で活動してきたこと明らかである。

行基は弥勒が説く「瑜伽師地論」をその活動の根源としていたことは多くの人々が指摘するところであるが、「瑜伽師地論」は行基の実践した菩薩の思想を説く經典であり、そこには出家と在家の二つの菩薩戒が示されている。しかし、菩薩戒をとく經典は、「瑜伽師地論」だけではなく梵網經にも存在する。それ故、行基の菩薩戒思想を「瑜伽師地論」に基く瑜伽戒とする説^{〔2〕}と梵網經の説く四十八輕戒と関連するとする見解^{〔3〕}に分かれるが、吉田靖雄氏は、「行基の思想の基盤には、瑜伽戒と梵網戒を含むところの大乗菩薩戒がある。：行基の思想はこの点複合的であり、宗派性をおびていない」という見解を示している^{〔4〕}。

確かに、奈良の盧舎那大仏は華嚴經の教主であるという説と梵網經の教主・律の本尊とする説があり、今日では前者が有力である。しかし、井上薰氏は、開眼会に招請された四人の僧侶の中で、天平八年（七三六）に唐から来朝し、天台的教理を伝え最澄の師となつた道璿に注目し、かれの中では梵網經と華嚴經は矛盾なく存在したことを明らかにした^{〔5〕}。

天台的教理に基づけば梵網經では「此の戒經華嚴經に結ぶ」と説かれ、梵網經と華嚴經は同一思想に立つと考えられた。

行基の中に、梵網經の思想があつたかを論証することは困難であるが、行基の思想を受け入れた聖武天皇が、一方で天平八年（七三六）に来朝した唐僧道璗や天竺僧菩提によつて、梵網經の思想を受け入れることは十分可能であり、天平十五年（七四三）十月の詔の中にその要素が含まれていることは否定できない。

その際、行基の「凡夫の菩薩の思想」とは別に、中国から皇帝菩薩思想が移植された可能性に注意する必要がある。この点は、井上薰氏の研究に詳しいが、中国では、皇帝が菩薩の應現で、仏陀の予言にしたがいこの世に出現し、治者の位について菩薩行を実践すると考える思想がある。地持經・菩薩善戒經・梵網經・瓔珞本業經などが中国に現れると、隋の文帝から皇帝や皇位に就く者が菩薩戒を受けるようになり、「菩薩戒弟子某」と称するようになつた。⁽¹⁹⁾ 梵網經の四十八輕戒では「仏の言わく、若し、仏子、國王の位を受けんと欲する時、転輪王の位を受けん時、百位の位を受けんと欲する時、応に先ず菩薩戒を受くべし、一切の鬼身は王の身、百官の身を救護し、諸仏は歓喜したまゝ、既に戒を得已んぬれば、孝順心、恭敬心を生ずべし」と記している。

日本でも、聖武天皇は、菩薩戒を受けており、『唐大和上東征傳』によれば、聖武天皇は、天平勝宝六年（七五四）四月に鑑真和尚から「初めて盧舍那仏の殿前において、戒壇に立ち、天皇初めて壇に登り、菩薩戒を受く、次いで皇后、皇太子壇に登り戒を受く」（原漢文）とある。確かに史料ではないが、天平勝宝五年（七五三）正月のものと称する聖武天皇詔銅板にも「菩薩戒弟子皇帝沙弥勝満」と見える。また、『扶桑略記』天平二十二年（七四九）正月十四日条には、大僧正行基を戒師として聖武天皇が菩薩戒を受け、勝満と名乗つたことが記される。

天平十五年（七四三）十月の詔の「菩薩の大願を発して」は、いざれも菩薩という「凡夫の菩薩」の大願である同時に、知識主としての皇帝菩薩の大願に他ならなかつた。行基によつて、本当に菩薩戒を授けられたかは明らかでないが、この詔には、衆生を救う菩薩皇帝の思想と行基の「凡夫の菩薩の思想」が統合されていたのではなかろうか。

二 聖武天皇と八幡神

聖武天皇は、中国の隋・唐の皇帝のごとく、衆生を救う菩薩皇帝を目指すと同時に、行基の思想を受け入れ、人民一人一人が造仏を行う「凡夫の菩薩」の存在を肯定した。天平十五年（七四三）十月に紫香楽宮で発せられた大仏造顕發願の詔に「菩薩の大願を発し、盧舍那金銅仏像一躯を造り奉る」とあり（『続日本紀』）、聖武天皇の盧舍那仏建立は、まさにこの両菩薩の大願によるものであることは明らかである。聖武皇帝は、人民も皇帝も菩薩という菩薩国家の建設を宣言し、その教主として盧舍那大仏を位置付けたと考えられる。八幡大菩薩の号が実はこのような聖武天皇の菩薩思想と密接な関係をもっているのである。

天平勝宝元年（七四九）十二月二十七日に、八幡神は奈良の京に迎えられる。盧舍那大仏は、鋳造が終了した直後であり、漸くその姿を現した。八幡神は、祢宜尼大神朝臣社女を憑坐として紫の輿で東大寺に入った。²⁰ 孝謙天皇・聖武太上天皇・光明皇太后も揃って東大寺に行幸し、百官と諸氏の人が悉く寺に会し、五〇〇〇人の僧侶が招請され、礼仏読経を行っている。八幡大神には一品、比売神には二品が奉られ、左大臣橘宿祢諸兄は、詔を奉じて神の前にて読み上げる（『続日本紀』原漢文）。

天皇が御命に坐せ、申し賜うと申さく、去にし辰年河内国おおがた大郡の知識寺に坐す盧舍那仏を礼み奉りて、則ち朕も造らむと思へども、え為さざりし間に、豊前国宇佐郡に坐す広幡の八幡大神に申し賜へ、勅りたまはく、「神我天あまつ神・地祇くにつかみを率ゐいざないて必ず成し奉らむ、事立つに有らず、銅の湯を水と成し、我が身を草木土に交へて障る事無くなさむ」と勅り賜ひながら成りぬれば、歛しみ貴みなも念ひたまふる、然れば、猶止む事を得ずして、恐けれども、御冠獻る事を恐みも恐みも申し賜はくと申す

この詔の「朕」は、時の天皇孝謙ではなく、聖武太上天皇沙弥勝満とするのが定説であり、筆者これに従う。河内國知識寺の盧舍那仏礼拝は天平十三年（七四二）の辰の年と推定されている。この聖武の礼拝は前章で問題とした天平十

五年（七四三）の盧舍那仏建立の詔として結実するが、大仏建立は紫香楽宮の放棄、天平二十一年（七四九）の行基大僧正の死去によって大幅に遅れた。ほぼこの年の十月にその鋳造は終わったが、鍍金や仕上げが残されていた。

この時期に、対隼人の神から日本の西方の鎮守神として、隼人や新羅の脅威から国家を守護する神へと成長していた八幡大神が「神我天神・地祇を率ゐいざないて必ず成し奉らむ」と宣言して、入京したのである。

八幡神は、八世紀初頭の和銅年間に、隼人の国への最前線となっていた宇佐の地に、対隼人鎮撫神として登場した神であり、同じ時期に、沙門法蓮とその一族が隼人と戦いによって起きた殺生からもたらされる災いや病から多くの人々を救うために、隼人の国との境界の国豊の国で「放生」という仏法医療行為を行い、宇佐山本の虚空蔵寺を拠点に活動を始める。

この二つの勢力は、養老四年（七二〇）の隼人の大反乱を契機に結合を強め、宇佐の御許山（おもとさん）の山麓の小倉山の地に八幡神の社殿が移され、隣の日足の谷には法蓮らの手によって弥勒禪院が創建された。次いで、平九年（七三七）には、西国から天然痘の発生し大流行となり、新羅との関係も最悪という状態になる。その年の四月、弥勒寺を八幡神の境内地に移すことが託宣され、軍神と病を防ぐ仏教は融合する。折から、九州に起きた天平十二年（七四〇）の藤原広嗣の乱は、鎮西の鎮守として八幡の役割を中心で認識されることになり、天平十五年（七四三）には、国分寺建立の詔に続いて、同様の鎮護国家の拠点として国分寺と同様の位置を与えられる。²²⁾

聖武天皇は同じ天平十五年（七四三）十月の詔で、行基集団の取り込みを図り、行基につながる広い民衆を盧舍那仏建立に動員できたが、それは畿内近国に限られ、それも仏教に傾倒する人々に限定されていたのではないかろうか。未だ仏教とは無縁な多くの人民がその外にあり、日本古来の神々の信仰の中にあった。しかし、宇佐の地に登場した八幡神は、すでに仏教を取り込み、鎮西の鎮守の神となつており、仏教と従前の日本の神をつなぐものとしては、他にない存在となっていた。

すなわち、八幡神は我が国の天神・地祇を率いる「神の行基」たる役割を果たすことになったのである。行基は人々から菩薩・大菩薩とみなされた。自らも菩薩皇帝を目指した聖武は八幡神にこの役割を求めたのではないかろうか。天平勝宝元年（七四九）十二月の入京は、八幡神を聖武天皇の仏教国家完成の最後の仕上げの装置として機能させるためのイベントであった。したがって、別稿でも明らかにしたように、八幡神の入京の前に、退位して出家し沙弥勝満を称した。聖武の出家は、一般的にいわれるよう病と藤原仲麻呂勢力の抬頭による政治力の無力化による消極的な引退ではなく、いわゆる皇帝も人民もひいては神々も菩薩として修行する菩薩国家を志向する積極的出家であった²³⁾。

聖武は宗教の大権を掌握し、世俗的権限の一部を皇太后宮に任せると考えていたのではなかろうか。しかし、この聖武のもくろみは、皇太后光明子の権力を巧みに利用した藤原仲麻呂の巧みな工作によって大きく狂わされる。皇太后宮は藤原仲麻呂の下で自己増殖し紫微中台へ発展し、太政官の機能まで取り込もうとした。太上天皇聖武は当初、仏教統制のための僧綱所が置かれた薬師寺の中に御所を移し、孝謙天皇とともにここに行幸した。ここでは、行基大僧正の死後、僧綱の頂点にあった大僧都行信と太政官の頂点にあった左大臣橘宿禰諸兄と右大臣藤原朝臣豊成が連署する勅書が発給され、僧俗の一体化した政治が推進された。天平勝宝元年（七四三）十二月の八幡入京もその一連の作業であったが、紫微中台の発展によって、聖武の構想は挫折していった。

まず、天平勝宝六年（七五四）十一月に天平勝宝元年（七四九）の八幡神入京の際に、その隨身した宇佐宮の神官大神社女と大神多麻呂、また、聖武の宗教政策を仏教界で支えた行信が厭魅（呪咀）をなしたということで流刑に処され、翌年三月二十八日には、八幡大神は、託宣によって、入京の際に得た封戸一四〇〇戸と田一四〇町を返却した（『続日本紀』）。これに次いで天平勝宝八年（七五六）二月には、聖武とともに仏教国家を目指してきた橘諸兄が致仕（引退）した（『続日本紀』天平勝宝八年二月丙戌条）。聖武も健康状態がすぐれず、四月には病が重くなり、大赦を行い、伊勢大神宮次いで八幡大神に幣帛が奉られる（『続日本紀』天平勝宝八年四月乙巳・壬子条）。聖武は、みずからの仏教國家

構想を担っていた神や人を失うという失意の中で五月二日ついに崩御する⁽²⁾（『続日本紀』）。

八幡神には、聖武の死去直前に勅使が派遣されるが、その後、八年続く仲麻呂政権の下では、『続日本紀』に一度も八幡神の記事はない。八幡神は、聖武の政治構想とともに出現し、その構想の崩壊によって姿を消した。八幡神が再び登場するは、天平宝字八年（七六四）九月二十九日である。この日は、藤原仲麻呂が誅されたことが告げられる勅が出され、仲麻呂に追放され藤原豊成（仲麻呂の兄）に対する左降の勅・符以下が焼却されると同時に、八幡神に戸二十五烟が充てられる（『続日本紀』）。

この八幡神の復活を図ったのは聖武の娘、孝謙太上天皇である。孝謙は、仲麻呂の政権が母光明子の死後、独裁化を強めてゆくことに大きな危惧を感じており、仲麻呂が立てた淳仁天皇と対立するようになった。二人は天平宝字六年（七六二）五月、突然近江の保良宮から平城宮に戻り、淳仁は中宮院へ入り、孝謙は法華寺に入った。六月三日、孝謙は、五位以上の官人を朝堂に集め、自分と淳仁の不和を明らかにして、出家をすると述べた。しかし、政事については、「常の祀小事は今帝行ひ給へ、國家の大事賞罰」一つの柄は朕行はむ（原漢文）と天皇大権の分割を主張し、大事は自分が行うと宣言をしたのである（以上『続日本紀』）。これは、太上天皇のクーデターに他ならなかつた。

孝謙は父聖武の下、母光明子の下、常に傀儡の天皇であり、自らの意志を示すことはなかった。そのまま、仲麻呂政権の下、淳仁に位を譲り、二度と政界の嵐の中に身を置くことはないと思われていたが、ここに、淳仁－仲麻呂政権を否定する方向に出た。これは、出家した太上天皇が大権を握るという点で、父聖武は天平勝宝元年（七四九）を作り出した政治体制に極めて類似したものであった。孝謙は父聖武が実現しようとしてしえなかつた政治宗教構想の実現に踏み出したのである。この段階では、淳仁の権限を認めていたが、やがて両勢力の全面対立となり、天平宝字八年（七六四）九月には、藤原仲麻呂（恵美押勝）は再び大権を得るために兵を起さざるをえなくなつたのである（『続日本紀』）。

孝謙の政治は、父聖武の政治方式の復活であった。その意味で、聖武政権を支えた人物で、唯一の生き残りである藤

原豊成の完全復帰と八幡の復活が同日であることは注目すべきである。孝謙は、薬師寺の行信大僧都と左大臣橘諸兄と右大臣藤原豊成による聖俗一体の体制を発展させるかたちで、天平宝字八年（七六四）九月二十日には、道鏡を大臣禪師として太政官体制に僧侶を組み込むあたらしい政治体制を創設する。道鏡を大臣禪師とする詔の中で、「朕は髪をそりて仏の御袈裟を服て在れども、國家の政を行はずあることを得ず、仏も經に勅りたまはく、「國王、王位に坐す時は菩薩の淨戒を受けよ」と勅りたまひて在り、此に依つて念へば出家しても政を行ふに豈障るべき物には在らず、故、是以て、帝の出家していきます世には、出家して在る大臣も在るべし」（原漢文）と出家天皇には出家大臣はふさわしいと主張したのである（『続日本紀』天平宝字八年九月癸亥条）。「國王、王位に坐す時は菩薩の淨戒を受けよ」は梵網經の一節であり、この文からも父と同じく菩薩皇帝を目指したことは明確である。

しかし、父と異なり、女帝であった。五〇の齢に近い女帝は自らが子を生むこともかなわず、皇太子を定める必要があつたが、早急に皇太子を定めることを強く拒絶し、十月十四日にはその訛を次のように詔した。人々がその思惑によつて皇太子を擁立てもよいとは限らない、天命を得ずして皇太子を定めても滅びてしまう。故に、皇太子は人の定めるものでもなく、力をもつて争うものでもない。天の許して授ける人が出現したときに定めるべきであり、だからといって自身が日繼の位を独占したというわけではないと自らの気持ちを率直に述べている（『続日本紀』天平宝字八年十月十四日条）。これは、淳仁天皇擁立での失敗から教訓と思われるが、この気持ちが道鏡の天位実現へ導くことになった。仏教に帰依すればするほど世俗的な継承の原理は意味を失つていったのであろう。

称徳として再び即位した孝謙は、道鏡を法王からさらに出家天皇となす決意をする。このとき、父が国家神として登場させた八幡神を使い、その即位の正当性を示そうとしたのである。おそらく、称徳の中では、八幡神は父聖武と重なりあつおり、八幡神の託宣は父の意志に他ならなかつた。

三 太上天皇靈と八幡大菩薩の登場

『東大寺要録』所収の弘仁十二年（八二二）八月十五日の官符に引用された弘仁六年（八一五）十一月十日の大宰府解では、「大菩薩是亦太上天・御靈也」とある。この文は、承和十一年（八四四）六月十七日の宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起の引用では、同一の箇所が「右、大菩薩者是品太天・御靈也」となっており（石清水文書）、弘仁から承和のわずかな経過の中で、八幡大菩薩は、「太上天皇御靈」から「品太天皇御靈」へ変化した。これは、別稿で明らかにしたように、九世紀に入ってから、国力の衰えた新羅から日本をめざすボートブルが増加し、鎮西一帯を中心にトラブルが頻発していた。そのような中、弘仁十一年（八二〇）に駿河・遠江で起こった新羅人の反乱を契機に、新羅人に対する除外意識が昂揚し、対新羅神として大帝姫すなわち神功皇后靈が宇佐宮に合祀されたことと関連している。八幡大菩薩は神功皇后が祭祀されることによって、対新羅神としての性格をより鮮明にし、胎中天皇である品太天皇すなわち応神天皇へと特定されることになったのである。²⁵⁾

それでは、応神靈が登場する前の「太上天皇御靈」とは誰の靈であろうか。太上天皇はこれだけで特定の天皇を示す語ではない。したがって、漠然とした代々の天皇の靈という程度にも解釈されるが、筆者は、二章における聖武天皇と八幡神の関係からみても、聖武の靈を強く意識していたと考えている。

八幡神が大菩薩を称したのは天応の初年（七八一）もしくは延暦二年（七八三）であるといわれるが、八幡神が出家したのは、宝亀八年（七七七）といわれる。「石清水八幡宮并極楽寺縁起之事」の奥書に「宝亀八年五月十八日御託宣に明日辰時沙門となり、三帰五戒を受くべしと云々、然れば、御出家五月十九日なり、御戒師ハ弥六菩薩なり、仍つて宇佐宮本宮弥勒堂と云々、秘すべし、秘すべし」とある。同様の記述は、『八幡宇佐宮御託宣集』（以後『託宣集』と略す）にも見られ、八幡神が五月十九日に出家したとあるが、こちらは導師が法蓮となっている。いずれにしても、宝亀八年（七七七）五月十九日がその出家した日としている。五月十九日とは何かいわくのある日なのであろうか。実は、

天平勝宝八年（七五七）の五月十九日に聖武太上天皇は佐保山陵に葬られている。これは単なる偶然とは考えられない。

『続日本紀』の同日条は次ぎのように記す（原漢文）。

御葬の儀、仏に奉るが如し、供具に、師子座の香、天子座の金輪幢、大小の宝幢、香幢、花縷けまん、蓋織さめいせきの類有り、路に在りては、笛人をして行道の曲を奏らしむ、是の日、勅して曰はく、「太上天皇、出家して仏に帰したまふ、更に謚を奉らず、所司知るべし」とのたまふ、

聖武の葬送の儀は、「仏に奉るが如し」と記すごとく、仏事で行われた。日本の天皇における最初の仏式葬であり、出家していたため、謚が贈られなかつた。称徳天皇は先にも述べたが、八幡神と聖武天皇の姿をダブらせ、宇佐の八幡大神の託宣を父の靈の声と認識していた節があり、聖武の出家と葬送を意識して八幡神の出家がなされたとみてまちがない。

しかし、このとき既に聖武を八幡と意識していた称徳はこの世になかった。それにもかかわらず、宝亀八年（七七七）に八幡神の出家がこの聖武の葬儀の日である五月十九日を選んで行われたのは、宇佐の神官・僧侶がこのことを強く意識しためであろう。おそらく、八幡神の復活と同時に八幡神の主神であった大神多麻呂が宇佐の地に戻つたことと密接に関係していると考えられる。

天平宝字八年（七六四）の藤原仲麻呂の乱の直後に孝謙太上天皇は八幡神を復活すると、次いで、天平神護一年（七六六）十月に厭魅事件で流罪となつていた八幡神官大神多麻呂を許るし、豊後員外の掾に任じたが（『続日本紀』天平神護二年十月甲申条）、当時、宇佐宮の宮司には宇佐池守、祢宜に辛島与曾売が任じられており、多麻呂はすぐに宇佐宮に復帰することはできなかつた。

しかし、道鏡事件の際に池守と与曾売は天位託宣に関与したことを、宝亀四年（七七三）正月になつてから和氣清麻呂から非難され、託宣の真偽と宮司・祢宜の職にあることの適・不適を龜トで占うことになつた。これによつて、辛島

与曾売と宇佐池守は不適とされ、新たに大神小吉備咩が祢宜、大神多麻呂が宮司となるということが適という占い結果が出された。これに対して辛島与曾売は託宣が龜トによって裁かれるのはおかしいとして、二月には新たな八幡神の託宣を出した（石清水文書「広幡八幡大神大託宣并公家定記」、「託宣集」）。この託宣で与曾売は、大神朝臣多麻呂を大宮司・宇佐公池守を少宮司・祢宜を辛島与曾売とする妥協案を提示し、ここに大神多麻呂の復帰が確定する。²⁶⁾

宝亀八年（七七七）七月二十九の官符では、「大神朝臣比岐の氏を永く社の祝・大宮司・祢宜の門地と為し、宇佐公池守の氏宜しく少宮司の副門地と為せ」（原漢文）と命じており（『託宣集』通十 大尾社下）、大神氏は祝・大宮司・祢宜を出す門地であり、宇佐氏は少宮司を出す副門地であると確定され、大神・宇佐の両勢力の妥協は成立したが、この文面からみると、大神氏・宇佐氏の提携によつて、神官団から祢宜辛島与曾売らの辛島シャーマンを排除する方向が明確となつたと考えられる。

この年に八幡の出家が行われているのは単なる偶然ではない。おそらく、八幡の出家すなわち八幡大菩薩の登場は大神朝臣多麻呂と宇佐公池守の提携と連動していることはまちがいない。宇佐宮に復帰した大神多麻呂は、天平勝宝元年（七四九）の八幡神の入京に従つた神官であり、八幡神が聖武天皇によつて、國家神へ仕立てられて行く過程を目の当たりした人物である。かれの中にも、称徳天皇と同様に菩薩皇帝を目指した聖武の姿と八幡神が重なりあつていたのはなかろうか。

大神氏は応神八幡信仰すわわち八幡大菩薩Ⅱ品太天皇靈という信仰を宇佐の地もたらした一族といわれてきた。²⁷⁾『託宣集』では、欽明天皇の時代、宇佐大神氏の始祖大神比義が三年祈つたところ、三歳の童子が竹の葉の上に現れ、「我は是れ日本人皇十六代誉田天皇広幡八幡麻呂なり、我が名は護國靈驗威力神通大自在王菩薩と曰ふ」と告げたという（同記靈五 菱形池辺部）。養老四年（七二〇）の大隅隼人の大反乱の際には、豊前国司宇奴首男人が八幡神神輿を奉じて、宇佐宮の神官、並びに法蓮ら宇佐仏教徒と大隅へ向かつたが、その際に神輿に乗せる御駕（みしるし）が大神多麻

呂の父大神諸男によつて考案され、下毛郡野仲郷の大貞（三角）池の薦が枕に仕立てられた（『宇佐大神宮縁起』上）。また、聖武天皇五年すなわち天平五年（七三三）に多麻呂は父の先例に習い、七日精進後三日をかけて、鵜羽屋という別屋で薦の枕を作成したという（『宇佐大神宮縁起』上）。この薦の枕は応神天皇靈の憑代であり、その在り方は、天皇の即位儀礼である大嘗祭の「坂枕」と類似することが指摘されている。^{②8}

しかし、大神氏だけでは、この薦の枕は製作できない。そこには宇佐氏の存在が必要である。『託宣集』では、宇佐宮神官宇佐氏の始祖である宇佐公池守は薦を刈る大貞池（大分県中津市）の「池守」であるとし、池守と大神諸男の出会いによって、薦の枕が作成されたと描かれる（『託宣集』靈五 菱形池辺部、『託宣集』裏書）。これまでの研究においても、下毛郡野仲郷の大貞は「大宇佐田」と転訛であるとされ、大貞の三角池の開発は宇佐氏の手になると推測され、下毛郡に宇佐氏の伝承があるのに対し大神氏の伝承はこの一帯にはみられない。八幡の御験の薦はこの池で刈られ、下宮に建てられた鵜羽屋で枕とされる。大貞の薦がなければ、薦の枕は完成できないのである。

『託宣集』は宇佐公池守を欽明朝の人物とするものと、養老年間の人物とするものと、称徳朝の時代の人物とするものがあるが、最初の欽明朝は大神氏の始祖比義の登場に合わせて後に作られた伝説と思われる。次の伝説は大隅隼人の反乱の際に神輿に乗せろ憑代として大神諸男が薦の枕を作成したという話に合わせたものである。池守が同一人物だとすれば、これら二説は後に作られた伝説と考えた方がよい。宇佐公池守が宇佐宮の神官として登場するのは称徳朝からであり、薦の枕の本当の成立はこの最後の時期と考えるべきであろう。しかし、養老五年（七二一）に初代弥勒寺（八幡神宮寺）の別当となる沙門法蓮の三等の親に「宇佐君」が与えられており、池守の宇佐公氏の前に法蓮の一族として宇佐君氏が歴史に登場する。

現在伝えられている宇佐宮神官宇佐氏の諸系図では、法蓮の名は見えず、法蓮の宇佐君氏と池守の宇佐公氏が同一であるという系譜は存在しないが、天平宝字三年（七五九）十月八日に「天下の諸姓に君の字を着くる者は、換ふるに公

の字を以てす」（原漢文）という命令が出され（『続日本紀』天平宝字三年十月辛丑条）、「宇佐君」も当然「宇佐公」に替えられたはずである。したがって、法蓮の宇佐君氏と池守の宇佐公氏が同一氏族であつてもなんの不都合もない。⁽²⁹⁾ 中野幡能氏も法蓮と池守を同一の一族と考えているが、法蓮は宇佐氏の本宗でなかつたとしている。しかし、宇佐君氏は法蓮を中心にしての一族に賜つた姓であり、法蓮なしに姓が与えられることはなかつたことを考えれば、法蓮を傍流とする根拠は希薄である。宇佐氏の始祖は当然法蓮でなければならぬ。それにもかかわらず、法蓮を始祖とできなかつたのは、かれが僧侶であったからではなかろうか。

法蓮は、先の『続日本紀』を含めて二度にわたつて、医術によつて褒賞された人物であるが、最初の大宝三年（七〇三）は野四〇町を与えられ、次の養老五年（七一二）はその一族に宇佐君の姓を与えられた（『続日本紀』大宝三年九月癸丑条、養老五年六月戊寅条）。この褒賞の在り方は個人としての仏教者の業績に対するというより、常にその背景に宇佐氏という氏族の影を引きづつてゐるようみえる。法蓮の野四〇町の地を下毛郡の大貞付近や宇佐郡の虚空藏寺のある山本などに考えることはそれほど飛躍した考へではないと思われ、そこを宇佐氏が開発し、拠点としていたと考へてもよいのでなかろうか。⁽³⁰⁾ しかし、僧侶はその原則から世俗的な縁の世界とは無縁でなければならない。したがつて、宇佐氏が弥勒寺という寺院を拠点にする限り、宇佐氏は宇佐宮の歴史の表舞台に登場することはできなかつたのである。ところが、歴史の皮肉であるうか。八幡神は天平勝宝元年（七四九）の入京によつて華々しく国家神へとの道を進むが、わずか五年にして中央の政争に巻き込まれ、厭魅事件を引きこじた神官大神氏は天平勝宝六年（七五四）に失脚、翌年には、八幡神自身も寄せられていた封戸一四〇〇戸を返還せざるをえなくなる。藤原仲麻呂政権の間、八幡神は歴史の上から消滅させられるが、再び称徳女帝によつて復活の機会を与えられる。天平神護二年（七六六）には八幡神の復興が本格化し、没収されていた封戸一四〇〇戸のうち、比売神分の封六〇〇戸が返却され（『続日本紀』天平神護二年四月内申条）、大神多麻呂と大神社女が流刑を許され、大神多麻呂は豊後国員外掾に任じられる。

一方、同年には宇佐公池守が造宮押領使として大尾社（現宇佐宮上宮の東側の大尾山の社殿）の造営にかかり、翌年の神護景雲元年（七六七）に八幡神をこの大尾社に移した（『託宣集』力八 大尾社部上）。同じ年には八幡比売神宮寺の建立が開始される^{〔32〕}（『続日本紀』神護景雲元年九月乙丑条）。未だこの段階では大神氏は宇佐宮神官団には復帰できず、法蓮の一族宇佐公池守は、この大尾社や比売神宮寺の造営を通じて、宇佐宮宮司に任じられ、宇佐氏は弥勒寺ばかりでなく、宮方にも確固たる位置を確保した。その意味で、池守は宇佐宮神官宇佐氏の始祖的存在である。

このような事実から、応神天皇靈の憑代である薦の枕という装置が宇佐宮で創出されるのは、宇佐氏が宇佐宮の神官団に加わり、大神氏が神官として宇佐宮に完全復帰し、両氏が提携する宝亀八年（七七七）以降でなければならない。

また、宝亀八年（七七七）七月二十九日の官符には、シャーマンとして道鏡の天位託宣に深く関与した辛島氏が排除されており、祝と祢宜は大神氏の手中に入ることが明示された（『託宣集』通十 大尾社部下）。道鏡事件では、シャーマン祢宜辛島与曾壳の靈威を強烈にアピールしたため、事件後豊前国に国司として赴任した和氣清麻呂は宝亀四年（七七三）正月に宇佐から辛島シャーマンを排除しよう意図して、大宰府管轄の対馬・壱岐の亀ト占師に託宣の真偽を占わせた（『託宣集』通十 大尾社部下）。宇佐宮の祢宜は、入京した大神社女も辛島与曾壳も神の憑坐であり、彼女らの存在があれば、神の憑く御驗としての薦の枕は必要でなかつたはずである。しかし、憑依型のシャーマン辛島氏が祢宜の地位から排除され、復活した大神氏の女祢宜は自らが憑坐となるのではなく、新しく創設された憑依装置としての薦の御驗を取り扱う女官として登場してきたのである。宝亀八年（七七七）に恐らく薦の枕が創設されたのではないか。薦の枕は先に述べたごとく、大嘗祭の坂枕のごとく、天皇靈を意識しており、未だ神功皇后靈を第三神として祀っていない宝亀八年（七七七）の段階では、応神天皇の靈ではなく、「太上天皇靈」であった。改めて宝亀八年（七七七）五月十九日という八幡出家の日を考えてみると、この年に、大神氏と宇佐氏の連携によって、シャーマン辛島氏が排除された結果、宇佐氏の勢力下にある大貞池の薦を使い、大神氏が作成する新しい憑代薦の枕が作り出さす必要が生まれ

たのではなかろうか。しかも、五月十九日は聖武の葬送の日である。これを果たして偶然とい言い切ることができるだろうか。筆者は、薦に憑依する「太上天皇靈」は八幡神を国家神とした聖武太上天皇靈を強く意識していると確信している。

八幡神は、天応の初年に「護国靈驗威力神通大菩薩」を称するといわれているが、すでに、この出家の日に菩薩戒を授けられ、八幡大菩薩を称したとも考えられる。それは、菩薩皇帝を目指した聖武の靈と八幡神を重ね合わせたものであつた。今や「天神・地祇を率ゐいざな」う八幡神が菩薩となることによつて、神々の世界まで仏世界が広がつていつたのである。聖武天皇の仏教国家の理想は、「誰もが菩薩」「皇帝菩薩」「神をも菩薩」とする世界の実現であつた。娘の称徳女帝も、その理想を受け、天平神護元年（七六五）の即位にともなう大嘗祭の後、「朕は仏の御弟子として菩薩の戒を受け賜はりて在り、これによつて上つ方は三宝に供奉り、次には天社・国社の神等をもるやびまつり、次には供奉る親王たち臣たち百官の人等、天下の人民諸を愍み賜ひ慈び賜はむと念ひてなも還りて復天下を治め賜ふ」（原漢文）と述べているように、菩薩皇帝による仏と人の三位一体の統治を目指した（『続日本紀』天平神護元年十一月庚辰条）。神が仏法に帰依する八幡大菩薩の出現によつて、この理想は現実のものとなつた。

『託宣集』では、宝亀八年（七七七）五月十九日の八幡出家の記述の後に「今より以後は、殺生を禁断して、生を放つべし」とある。出家した八幡神は、はじめて放生を行う。別稿で検討したが、それまで、法蓮が創設し、弥勒寺が主体となつて行つて来た放生会がこのとき、はじめて八幡宮の行事として八幡大菩薩自身が行なう祭礼となつた。^{〔3〕}

宇佐の放生会は、法蓮の仏法医療に起源を発する。法蓮は、大宝三年（七〇三）と養老五年（七二一）の二度にわたつて、律令国家から医術に秀逸した人として褒賞を受けた。この「医術」は放生と言い換えてよいと筆者は考えている。古代の放生は、殺生という人間の罪業のためによって起る災いとくに病気から人々を救う仏法医療行為であり、すぐれた禪師を呼び、これを行えば病から免れると信じられていた。法蓮は、八世紀のはじめ対隼人政策の最前線であり、觀

念的には隼人国である日向国に接する国境の地、豊國の宇佐に入り、隼人ととの対立によって起る人への「殺生」によつて、多くの人々、さらに天皇へ病が及ぶことを防ぐため、放生を行つていた。

一方、八幡神は軍神として同じくこの国境地帯に出現したもので、「八幡」の名は中国唐代の軍隊の組織と深く関係していたことが指摘されている。軍神八幡神には、その出現の当初殺生を悔いる思想などはまったく存在していなかつたはずである。しかし、法蓮らの仏教集団と大神氏・辛島氏を中心とする八幡神官団が融和する中で、鎮西守護としての八幡神が生まれ、これが聖武帝によって東大寺の盧舎那大仏の守護神とされ、仏教との結合を強めていた。

この間、放生会は法蓮が創設した神宮寺弥勒寺の行事として行われていたが、宝亀八年（七七七）、聖武天皇靈の憑依する薦の枕が作り出され、この靈が聖武天皇の例にしたがつて、五月十九日に出家すると、八幡大菩薩自身が放生会という仏教的祭礼の主体となることができるようになったのである。

称徳女帝が、菩薩皇帝として大嘗祭の後の豊明節会において、「神等をば三宝より離けて触れぬ物そとなも人の念ひて在る、然れども経を見まつれば仏の御法を護りてまつり尊びまつるは諸の神たちにいましけり、故、是を以て、出家せし人も白衣も相難はりて供奉るに豈障る事は在らじ」（原漢文）と神と仏が互いに忌避することを戒め、出家者と俗人をともに奉仕させることを宣言しているが⁽³⁵⁾（『続日本紀』天平神護元年十一月庚辰条）、放生会はさらに一步進んで、神の菩薩、八幡大菩薩がみずから仏教の法会である放生会を主催するという神仏一体の祭礼として確立したのである。

同時に放生会の性格もそれまでの仏教儀礼という性格から変貌を始める。放生会は殺生への償いであるが、そこに当初怨靈や御靈の思想はなつかつた。しかし、このときから、放生会は強く靈を意識した祭となつたのではなかろうか。⁽³⁶⁾中世以降に編纂された史料では、放生会を多くの隼人の敵兵の靈魂を鎮める儀礼としおり、平安時代の御靈会などで踊られ始め、鎮魂の舞とみられる細男舞^(せのわ)が放生会には存在する。放生会は放生を行う八幡神自身も太上天皇靈、放生の対象も靈とという二重構造をもついわゆる「御靈会」的性格をもち始める。

ところで、この時期は、怨霊や御霊というものが大きくクローズアップされる時期である。宝亀三年（七七二）には、光仁天皇は皇后井上内親王とその所生の他戸皇太子を厭魅の罪で廃し、幽閉され宝亀六年（七七五）に殺害されたといわれる。井上内親王は、称徳天皇の妹であり、事件の背後には、天武系の最後の皇統を天智系の皇統である光仁天皇が断ち切る意図があつたともいわれ、藤原百川がこの事件の背後で動いていたともいわれる。事件の真相は不明であるが、井上内親王は怨霊となつたとわれる。宝亀六年（七七五）から八年（七七七）にかけて、光仁天皇擁立に功績のあつた藤原藏下麻呂、藤原良繼が没し、八年（七七七）十一月には天皇も山部皇太子病気となつた。七年（七七六）九月には、二十日の間に瓦石や土塊が夜ごとに内豊曹司や京中の屋根に落下する事件があり、八年には渴水によって宇治川が干上がるという事態になり、宝亀八年（七七七）十二月二十八日には、井上内親王を改葬してその墓を御墓と称し、守家一畑（墓守一戸）を置き、翌年には淡路の淳仁帝の墓を山陵と改めた（『続日本紀』）。これらは井上内親王・他戸皇太子の怨霊を意識したものである。^③

八幡神は聖武天皇靈を強く意識したものであり、聖武の娘である井上内親王怨霊の問題は無関係とは思われない。八幡大菩薩の成立は、靈に対する日本人の意識の変化と対応しており、神と仏の融合は靈という媒介によってなされたとみるべきである。

大神氏と宇佐氏は、御靈を媒介に八幡神を出家させ、神の世界や死後の靈の世界をも救う大菩薩を生み出した。四年後の天応元年（七八一）から二年をかけて小倉山の社殿の改造が開始される。この年八幡神は「護國靈驗威力神通大自在菩薩」を奉られ、さらに延暦元年（七八二）小倉山の社殿が完成すると、翌年、「護國靈驗威力神通大自在王菩薩」と称する。大尾山から小倉山へ再還は、菩薩としての八幡再生の総仕上げにほかならなかつた。

しかし、聖武天皇靈＝八幡神とすることは、仏教徒勢力の拡大を嫌い、井上内親王などの怨霊に脅える桓武天皇にとつては、称徳天皇の政治を思い出させることであり、八幡神に対する国家的統制を強めるため、延暦十七年（七九八）に

神祇官から派遣した津島朝臣縣守を大宮司に任命した（『東大寺要録』所収弘仁十二年八月十五日付太政官符）。やがて、九世紀に入り、新羅関係が緊張したとき、大帝姫すなわち神功皇后靈が対新羅神として八幡宮へ合祀されたことによつて、聖武靈の影は薄れ、神功皇后の胎中天皇である応神靈がクローズアップされたのではないかろうか。「大菩薩」は「品太天皇靈」であるという認識はこのとき確定したと考えられる。

むすびにかえて

八幡大菩薩の出現は、聖武天皇の仏教国家構想と表裏一体であった。聖武天皇は、中国の隋・唐の皇帝のごとく、衆生を救う菩薩皇帝を目指すとともに、行基の思想を受け入れ、人民一人一人が造仏を行う「凡夫の菩薩」の存在を肯定した。天平十五年（七四三）十月の聖武天皇の盧舎那仏造顕發願の詔は、まさにこの「皇帝菩薩」と「凡夫の菩薩」の両菩薩の大願によるものであった。聖武皇帝は、人民も皇帝も菩薩」という菩薩国家の建設を宣言し、その教主として盧舎那大仏を位置付けた。

さらに、国家全土にこの考え方を敷延しようとしたとき、天や地の神々にもその協力を求める必要があった。その神々の代表に選ばれたのが鎮西の守護神となつてゐた八幡神であり、このことによつて、八幡神の入京が実現され、仏教思想を至上ものとする国家が出現するはずであったが、聖武の構想に反対する藤原仲麻呂らの勢力の抬頭によつて、入京にかかわつた八幡の神官大神社女と大神多麻呂も追放され夢半ばにして構想は崩壊する。しかしながら、父の理想を見ながら育つた孝謙（称徳）女帝が再び仲麻呂を打倒して権力の座に復帰したとき、この構想は再び現実のものとなつた。天皇は出家のまま位につき、父と同じく八幡神を使い、聖俗一体の道鏡政権を出現させた。

この段階で、称徳天皇の中では八幡神と聖武天皇靈がオーバーラップしており、宇佐宮の天位託宣は父の意志としてとらえていたのではなかろうか。しかし、天皇の道鏡への位委譲は失敗した。それにもかかわらず、この機会に復帰し

た八幡神官大神氏は、弥勒寺の初代の別当である法蓮の子孫である宇佐公氏と提携し、宝亀八年（七七七）五月十九日に八幡神を出家させたのである。五月十九日はまさに聖武天皇の葬儀の日であった。

聖武も称徳も「凡夫の菩薩」「皇帝菩薩」までは実現できたが、最後の神をも菩薩とすることができなかつた。それが、八幡神を聖武天皇靈とみなすことによつて、ここに神菩薩すなわち八幡大菩薩が出現したのである。しかし、聖武靈が八幡大菩薩であるという認識は、桓武の排仏的政策と対新羅関係の緊張によつて、応神天皇＝八幡大菩薩というものに変化したのである。

八幡大菩薩の成立を聖武天皇の宗教・国家構想との関連でとらえ直す作業を行つてみた。日本の神仏習合の過程をみると、神が出家して菩薩となることによつて、人々は見えざる神を人格と認識した。八幡大菩薩が出現する時期、日本では「御靈」信仰が展開してくる。とくに非業にして亡くなつた人の「怨靈」は神と同様に祀るようになる。

一方、天皇靈も「怨靈」への意識と同じく、神と同一視される傾向が生まれたのである。八幡神と聖武靈が重なり合つたり、神功皇后靈が宇佐宮に祭祀されるようになつたのも、「御靈」信仰の一類型であるといふ説がある。

日本における神仏習合は、菩薩思想と御靈信仰の結合がその根底にあることを今回の考察によつて明らかにできたと考える。御靈の荒魂から和魂へのプロセスは、菩薩の修行による仏への進化と重なりあつて、平安時代以降の神と仏の関係を規定していくのである。

〔註〕

- (1) 竹園賢了「八幡神と仏教の融合」（中野幡能編『八幡信仰』所収 雄山閣 一九八三年）
- (2) 中野幡能『八幡信仰』（塙書房 一九八五年）
- (3) 中井貞孝「神仏習合」（上田正昭編『講座日本の古代信仰』1 神々の思想』学生社 一九八〇年 のち『論集奈

良仏教 神々と奈良仏教』再所収 雄山閣 一九九五年)

- (4) 義江彰夫『神仏習合』(岩波書店 一九九六年)
- (5) 根本誠二『奈良仏教と行基伝承の展開』(雄山閣 一九九一年) 五一頁
- (6) 井上光貞「行基年譜特に天平年譜記の研究」(『律令国家と貴族社会』吉川弘文館 一九六九年)。
- (7) 井上薰『行基』(吉川弘文館 一九五九年)。
- (8) 前掲註 (6) 井上光貞論文
- (9) 前掲註 (7) 井上薰書 一二二頁
- (10) 根本誠二前掲書 一六〇～一六一頁
- (11) 二葉憲秀『古代仏教思想史研究』(永田文昌堂 一九六二年)
- (12) 福岡猛志「行基伝の形成」(『日本福祉大学研究紀要』三八・三九合併号 一九七九年)
- (13) 静谷正雄『初期大乗仏教の成立過程』(百草苑 一九七四年)
- (14) 二葉憲秀前掲書
- (15) 石田瑞磨『日本仏教における戒律の研究』(在家仏教協会 一九六三年)
- (16) 吉田靖『日本古代の菩薩と民衆』(吉川弘文館 一九八八年) 九八頁
- (17) 東大寺大仏を梵綱経の教主・神の本尊とみなす説の代表は小野玄妙「東大寺大仏蓮瓣の刻画に見ゆる仏教の世界説」(『仏教之美術及歴史』第八編第一章)、華嚴教主とみなす説の代表は家永三郎「東大寺大仏の仏身をめぐる諸問題」(『上代仏教思想史研究』畠傍書房 一九四二年)である。
- (18) 井上薰『奈良朝仏教史の研究』(吉川弘文館 一九六六年) 四八八～四九三頁
- (19) 前掲註 (18) 井上薰書 四八三～四八五頁

(20)拙稿「奈良時代の政治に八幡神」（新川登龍男『西海と南島の生活と文化』名著出版 一九九五年）

(21)川崎庸之「大仏開眼の問題をめぐって」（『記紀万葉の世界』）は、「朕」を孝謙すなわち阿部内親王とみているが、

天平十五年以来の聖武の大仏建立への計画からみても、この「朕」は聖武以外に考えられない。

(22)拙稿「八幡神と神輿の成立」（『歴史評論』五五〇号 一九九六年二月）

(23)註(20)拙稿論文。岸俊男「出家と天皇」（岸俊男編『日本の古代7まつりごとの展開』中央公論 一九八六年）では、聖武天皇の出家の問題を論じている。そこでは、従来の個人的な仏教信仰の展開から聖武出家をとらえる説を批判して、天皇と政治という視点に立って考えるべきだと主張し、太上天皇を称してから、名目的に天皇の地位にあつたことに注目しているが、出家して皇位にあることは許されず、聖武の出家と譲位は連動しているみている。筆者は聖武はみずから菩薩皇帝構想を実現するために出家したのであると考えており、出家に対する積極的評価を与える。岸俊男氏は出家を積極的に評価することに躊躇している。確かに、聖武は娘の称徳天皇とは異なり、出家天皇という道はとらなかつたのは、聖武の実現したしようとおもつた仏教国家構想が未だ未熟であり、天皇の地位と出家皇帝の両立が現実には無理であつたからと推定される。

(24)前掲註(20)拙稿。

(25)拙稿「八幡宮における二つの「比売神」の成立の意義」（『大分縣地方史』一四八・一四九合併号）

(26)道鏡事件をめぐる和氣清麻呂と辛島与曾壳の対決は、前掲註(三)拙稿および「女性史からみた「道鏡事件」一字佐宮における女祢宜託宣と龜トの対決ー」（田端泰子・上野千鶴子・服藤早苗編『ジェンダーと女性』早稻田大学出版部 一九九七年）で検討している。

(27)中野幡能『八幡信仰』（瑞書房 一九八五年）

(28)段上達雄「薦の枕考」上下（『大分縣地方史』一四四・一四五号 一九九一年）

(29) 前掲(27)中野幡能書。

(30) 新川登亀男「天平の宇佐」、後藤宗俊「『沙門法蓮』—その仏教と人間像—」(シンポジウム『天平の宇佐—宇佐虚空蔵寺と古代仏教—』別府大学博物館・宇佐市教育委員会発行一九九六年)などを参照。

(31) 八幡神と比売神の封戸の没収と返却については『託宣集』と『続日本紀』の間に矛盾があり、検討しておく必要がある。『託宣集』では、八幡神分八〇〇戸を返却し、比売神分六〇〇余戸を残し、造宮造寺料に充てられたといふ記載もあるが、『続日本紀』では、一四〇〇戸と田一四〇町を朝廷に返還したとあり、六〇〇余戸を留めたといふ記録はない。しかも、天平神護二年(七六六)四月には、比売神に封戸六〇〇戸が奉られたとあり、この記述からも一四〇〇戸の全封戸が一旦は没収されていたことはまちがいない。

(32) 『続日本紀』によれば、天平神護二年(七六六)には比売神の封戸が返却され、翌神護景雲元年(七六七)九月一八日には、「始めて八幡比売神宮寺を造る、その夫は便ち神・寺の封を役す、四年を限りて功を畢へしむ」とあり(『続日本紀』)、比売神封戸と弥勒寺封戸から役夫を徵発し、四年の年限を限って、初めて比売神宮寺の造営が開始された。中野幡能氏は比売神宮寺を宮迫の坊群に比売神宮寺を比定し、弥勒寺とは別の存在を主張するが『八幡神信仰史の研究』(増補版)上一九七五年)、弥勒寺と同体説を唱える人もいる(賀川光夫「宇佐弥勒寺の建立と古瓦」『九州の黎明と東アジア』一九九六年、原題「宇佐弥勒寺に関する一、三の問題」『別府大学紀要』七号)。筆者は当初、中野説を支持していたが、実は比売神宮寺は弥勒寺は実態としては同じではないのかと考え始めている。

その根拠は、第一に、比売神宮寺のあつた宮迫から奈良時代に遡る瓦など遺物が出土していないことがあげられる。第二に、その後まったくこの寺の名は登場しないことなどがあげられる。第三に、延暦十七年十二月二十一日の官符では、天平勝宝七年に封戸を朝廷に返却したが、「官判神教の命に随つて、その封戸調庸及び位田を暫く造

神宮寺料に充つ」とあり、この神宮寺は比売神宮寺と思われるが、単に神宮寺と記すだけで、八幡神宮寺の弥勒寺との区別がない。

それでは、比売神宮寺を弥勒寺と同一の寺とすれば、なぜ、八幡神宮寺としなかったのであろうか。このとき、未だ八幡神の封戸八〇〇戸は返却されず、宇佐宮には、比売神の封六〇〇戸が封としてあるだけであった。したがって、比売神分の封が造宮料として充てる他はなく、弥勒寺を封戸との関係から比売神宮寺と呼ぶことになった可能性が高い。また、そこには、造宮押領使に任じられた宇佐氏と比売神との密接な関係があるかもしれない。

(33) 前掲註 (22) 拙稿において薦の枕と女祢宣について論じている。

(34) 拙稿「宇佐宮放生会を読む」(『大分縣地方史』一六一号 一九九六年三月)

(35) 岸俊男前掲書 五〇一～五〇二頁

(36) 藤田嘉一郎「御靈信仰の成立と念仏」(『日本古代文化と宗教』平凡社 一九七六年 のち柴田実編『御靈信仰』再所収 雄山閣 一九八四年)。『御靈信仰』二九九頁において、八幡神と御靈の関係について注目すべき見解を示している。

(37) 八世紀から九世紀の「御靈」「怨靈」の問題は、紫田実編『御靈信仰』(雄山閣 一九八四年)、村山修一『天神御靈信仰』(瑞書房 一九九六年)などを参照。